

「前回の辞職勧告決議を発議した政新会から書類を預かっている」として、以下書類を手渡された。マスコミにも同文が配付された。

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/data/201113-2.pdf>

「議会の自殺行為」

滝田弁護士は「市民が持つ当然の権利である住民監査請求・住民訴訟をしたから議員を辞職せよ、というのは議会の自殺行為でおかしいので、誰でも自由に住民監査請求・住民訴訟がで

きること、ならびに行政監視をできることを確認する請願書を提出した。今回、議長・副議長・議会運営委員会委員長が対応したが、議長が一方的に話して、こちらが話す余地はなかった」とした。

全会一致で請願可決

弥富市議会は20/11/24に開催した本会議で全会一致で採択した。

それを受け、名古屋市民オンブズマンは声明を発表した。

<http://nagoya.ombudsman.jp/data/201124.pdf>

表現の自由を数の力で侵害したのが一番問題

今回の最大の問題は、憲法で保障する表現の自由を多数派が数の力で侵害したことだ。

そのことを、20/9/23辞職勧告決議に賛成した議員は本当に理解しているのか、今後も注目していきたい。

消防デジタル無線談合

春日井市は内容証明送付後 請求も、業者は支払わず

岐阜住民訴訟

残るは3消防本部のみ

「くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク」と「名古屋市民オンブズマン」は、消防デジタル無線談合が確定したにもかかわらず、業者に請求しなかった岐阜県内6消防本部（下呂市・揖斐郡・中津川市・中濃・山県市・岐阜市）に対し、2018年5月28日に契約額の20%、合計3億8825万6400円の返還を談合業者（沖電気）と代理店に求める住民訴訟を岐阜地裁に起こした。同様に、2018年8月9日に愛知県にある尾三消防組合に対して契約額の20%、5460万円の返還を求める住民訴訟を名古屋地裁に起こした。

うち、下呂市・山県市・揖斐郡・尾三消防組合については、各消防本部が沖電

気と代理店に対して損害賠償請求訴訟を起こしたため住民訴訟を取り下げた。中濃については消防本部が沖電気と代理店に対して損害賠償請求訴訟を起こしたものの請求額が10%と、当方の請求額20%より低いため、住民訴訟は継続し、ワ号事件について9月に訴訟参加申出をした。

岐阜市は沖電気にのみ損害賠償請求訴訟を提訴したため引き続き係属中である。中津川市は「損害はなかった」という主張を繰り返している。

間販春日井市 請求も 業者は支払わず

愛知県内では、富士通ゼネラルの代理店が自治体と契約した「間販」である春日井市消防本部に対し、談合業者と代理店に早急に損害賠償請求をするよう、名

古屋市民オンブズマンが内容証明を送付したところ、春日井市は2020年1月末に、富士通ゼネラルと代理店である富士通に請求書を送った。

しかしながら、春日井市は「富士通ゼネラルから2020年2月末に電話連絡があり、3月頭に出向いて話をしたところ『係争中なので結果を待ってほしい』と言われた。富士通については『談合の認定対象外なので払う気は無い』旨の書面が富士通代理人弁護士から届いた」ことが情報公開請求ならばに電話取材で判明した。

20/8/11に春日井市に電話で確認したところ、富士通ゼネラルの法務担当者が7月にも春日井市役所を訪問し、訴訟の現状を説明したとのことだったが、春日井市として特に動きはないということだった。一方、春日井市長は2020年1月末の内容証明郵便は、地方自治法236条4項の「納

「入通知」にあたる、として、時効中断効を富士通ゼネラルに主張しているが、果たして納入通知と言えるか疑問である。納入通知といえるものでなければ、みすみす損害賠償請求権を時効に掛けたことになる。こうした論点を中心として、住民監査請求を検討中である。

直販 瀬戸市は提訴

一方、富士通ゼネラルが自治体と直接契約した「直販」である瀬戸市は、本年（令和2年）7月、独占禁止法25条に基づいて、連帯して契約金額の20%の損害を支払えという損害賠償請求の裁判を東京地裁に提訴した。しかし、富士通ゼネラルに対しては、契約に基づく損害賠償請求訴訟を排除措置命令が確定してから提訴すれば良いとしても、独占禁止法25条で、そもそも

瀬戸市の入札に参加していない他の談合会社に損害賠償請求ができるかは疑問である。7月の時点で、民法709条の損害賠償が時効にかかるに気がつき、債権管理の落ち度を問われるための苦肉の策ではないか、という皮肉の見方も可能であり、無駄な提訴ではないか、という疑問もある。瀬戸市の訴訟についても注視したい。

混迷が続く名古屋城木造復元事業

会議は続くが事業は進まず

2022年末の竣工を断念した名古屋城天守閣木造復元事業だが、いまだに新たな竣工時期の目処がたたないばかりか、現天守閣解体の目処もたっておらず、さらに名古屋城総合事務所は新たな毀損隠ぺいと取られかねないことも行っており、事業は全く進んでいない。

大きな問題点は5点

膠着状況に陥った理由としては5点あると考える。
①木造復元天守と穴蔵石垣が接する「基礎構造」が決まっていない
②解体仮施設設置予定場所の調査が終わっていない
③バリアフリーが決まっていない
④市長が竣工時期について固執
⑤度重なる毀損事故や竣工時期遵守のため職員が疲弊

石垣部会「『はじめから穴蔵石垣解体ありき』はまずい」

20/6/18に開催された特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会（第35回）に、天守閣整備事業の「新たな工程」の案が示された。

石垣部会構成員の宮武正登・佐賀大学教授は「工程案に『穴蔵石垣の解体』とある。解体するための発掘調査を謳っており、下の部分を守るという議論に立っていない。解体出来るかどうかはこれからだ。だいぶん傷みが酷いのは承知しているが、調査してもいいからわからない」とした。

座長の北垣聰一郎・石川県金沢城調査研究所名誉所長は「以前から、特別史跡の本質的価値は石垣にあると言ってきた。それを保全するためにはどういう手立てがあるか考えている。現在、上に建物をつくるという案が出ているが、現在残っている石垣にうまく乗るのかどうかはきちんと議論していない」とした。

局長が石垣部会に懇願も「全体会議で議論を」

20/9/11に石垣・埋蔵文化財部会（37回）が行われた。

「ご相談」ということで、現天守閣解体申請に対する文化庁からの指摘事項等への対応について、松雄觀光文化交流局長から説明があった。「現在予算編成の時期で、名古屋城木造復元、石垣調査についてはどうしても来年度予算に計上したい。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で、来年度の予算は極めて厳しい。市長の査定があるが、石垣・埋蔵文化財部会の合意を得て、市長に『どうしても木造復元をやりたい』と強く言いたい。

今後石垣・埋蔵文化財部会の先生と議論したいが、事業が進まないということをどうしても避けたい。

予算スケジュールとして、2020年12月-2021年1月に赤線を引いたが、そこがデッドラインだ。非常にタイトなスケジュールであることは重々承知しているが確実に進めたい」とした。

北垣座長は「こちらとしては、『そうなんですか？』としか言いようがない。石垣・埋蔵文化財部会に相談していただきても、今回

は報告いただいたということであろう。まずは全体整備検討会議で審議していくので、我々はそのあと審議する」と述べた。

基礎構造は部会をまたぐ「調整会議」で検討へ いまだ開催されず

20/9/25に全体整備検討会議（第33回）が行われた。

名古屋城総合事務所保存整備室の荒井敦徳主幹は「竹中工務店のプロポーザル時の技術提案は跳ね出し工法だった。しかし、穴蔵石垣、外部石垣を取り外す形で施工するので、石垣部会から、『現在の遺構の毀損を前提としており、認められるものではない』とされた。文化庁からも、『穴蔵石垣については、遺構が残っていることを前提に検討を』と言われている。現在、竹中とともに基礎構造検討中。

現在の石垣は、天守焼失時に劣化しており、荷重をかけられない。

- ・天守台石垣に荷重をかけず、遺構の保存を前提としたうえで史実に忠実な復元を行う方針

- ・例えば、現代工法による構造加工を付加するとか、木造架構の一部を現代工法に置き換えるとか。

- ・有識者に諮って基礎構造を決定する。調整会議を設置して意見をいただくことを想定。」

座長の瀬口哲夫・名古屋市立大学名誉教授は「調整会議は設置する方向で行きたいが、内容が未成熟なので調べてから」とした。

しかし、11月末時点ではまだに調整会議は開催されていない。

自民市議「2028年を外

してはどうか」

20/10/7 名古屋市議会経済水道委員会が開催された。

渡辺義郎市議（自民・北区）は今後のスケジュールについて質問し、荒川主幹は「2021年4月に、現天守対閣の現状変更許可申請に回答する予定。仮に文化庁から許可が出ると解体の許可となるが、ただ、文化庁からは解体と復元は一体ではないか、と言われています。名古屋市は復元の具体的な絵を基本構想という形で提出し、許可が出るなら解体だけが天守台石垣修復などは、その後、来年度早々に石垣の保存方針をたてて修復を行いたいと考えている。2021年文化庁に回答するもので、すぐに工事に着手っていうことはないと考える」とした。

渡辺市議は「それなら、2028年にこだわりすぎる問題が出るため、僕はそれを外したらどうだ。文化庁の許可が出て、全てを整えてどちら言われてもいいとなつてから着手しなくちゃいけない俺は外してもいいと思うよ。少々こだわりすぎるといつまで経ってもできんぞ。」と述べた。

石垣裏モルタル落下等 市議指摘後文化庁に 毀損届提出

20/11/27に開催された名古屋市議会本会議で、自民党の浅井正仁市議が、20/10/14に発生した名古屋城石垣裏にあるモルタル落下に伴う毀損届が、法定の10日以内ではなく、浅井市議が指摘した後によく文

化庁に提出されたと述べた。

浅井市議は、「モルタルの一部が落下したことが問題。劣化の激しい石垣があることも驚異。明るみにでれば、文化庁や石垣部会からモルタル調査や石垣劣化の程度が話題となり、今後のスケジュールに大きく影響すると思う。

万が一スケジュールが遅れないよう毀損を隠蔽したとしたら、市長に本質的な問題を伝えないまま、すべての責任を市長が負うことになってしまう。

5月の文化審議会を死守するといった発言が職員にどれだけプレッシャーになっているのか考えたい。名古屋城の職員が先の見えない迷走と想像できない業務量に皆疲れ切っている。

早急に解体申請を取り下げ必要な書類が整った後に解体申請と復元申請をセットにして、文化審議会に議題を提出すべき」と述べた。

情報公開訴訟「防災拠点位置を非公開にするのは、警察署の場所を非公開にする理由と同じか？」

名古屋城天守閣木造化をめぐり、名古屋市が文化庁訪問時の復命書等の情報を非公開にしたのはおかしいとして、名古屋市民オンブズマンが公開を求めた情報公開訴訟の弁論準備が20/6/23に電話会議（非公開）で行われた。

原告名古屋市民オンブズマンの新海聰弁護士は「名古屋市が防災センターの場所を黒塗りにするという理由は、『消防と治安の中心』

だからという。防災センターは、街で言うところの警察署と消防署にあたるところだ。名古屋市は、警察署と消防署の場所を地図で黒塗りする、という理屈と同じではないか」とし、裁判長も「そういうことですか」とした。

市代理人は「新幹線の運行センターや、県警の交通センターみたいなところ」とした。

基本設計費の返還等を求める住民訴訟 敗訴

「名古屋城天守の有形文化財登録を求める会」が原告となつた、名古屋城天守閣木造復元事業基本設計費の返還等を求める住民訴訟の判決が20/11/5に名古屋地裁で言い渡され、名古屋地裁民事9部は、公金の支出の差止を却下し、その他を棄却した。

<https://drive.google.com/file/d/1dc9FBR5-tDA5egPW9BF9ZnU6tdETxIQo/view>

裁判所は以下判断した。

- ・要求水準書及び技術提案書が基本設計契約の内容となるものではない
- ・基本設計契約上、竹中工務店は名古屋市に対して、文化庁に提出すべき基本計画書及び申請書類を提出する義務を負うとはできない。
- ・本件事業につき名古屋市の裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があるとは言えない。

・名古屋市は建築審査会の同意を得て建築を行うことを予定しており、実現不可能であるとはうかがわれない。

原告の森晃氏は「裁判所が実態を認めなかつたことに不満が残る。いまだに文化庁復元検討委員会の審査も受理されておらず、司法が文書主義を否定するものであり、司法自身の自己否

定だと感じる。今も使われる見込みも不明な木材保管費がかかつており、実現の見通しも立たない木造化よりも、現天守保護を優先すべきだと訴える。」として、控訴の意向を表明した。

市議「文化庁文書に『40年の寿命』記載なし」

20/11/30に開催された名古屋市議会本会議で、共産党の江上博之市議が、「2020年6月に文化庁が発表した文書には、『再アルカリ化など、延命策によって、耐震補強を行えば、相当年数維持できることが可能』と言っている。2016年名古屋市アンケートでは、『現天守閣の耐震改修工事について、おおむね40年の寿命と記述』があるが、上記文化庁文書には記述はない」と追及した。

松雄観光文化交流局長は「コンクリートの寿命を概ね40年としたのは平成22年度の耐震診断と共に実施した構造体劣化調査の結果に基づいたもの。耐震改修の実施の有無に関わらず、天守閣のコンクリートの中性化の進行度合いと、コンクリート内部の鉄筋の腐食、さびの状況から判断した」とした。

木材保管期間を21年3月まで延長 年1億円

名古屋市は20/3/26に木材製材に関する契約書を変更し、2020年6月末までだった木材保管費を2021年3月末まで延長した。年間保管費は1億円。

市議会6月9月11月

補正に予算計上せず

名古屋市は、新型コロナウイルス対策のための補正予算を6月、9月、11月議会に提出したが、その中には名古屋城木造復元事業に関しては1つも入っていなかった。

さらに、令和3年度当初予算の予算要求内容の公開にも入っていない。

局長「来年度予算要求のデッドラインは2020年12月-2021年1月」

20/9/11に松雄観光文化交流局長が言ったように、来年度予算要求のデッドラインは2020年12月-2021年1月です。様々な問題点は解決しておらず、とても2028年に竣工できるとは思えない。

そうであるならば、大慌てで予算を通すよりも、問題点を広く市民に共有して、今後どのような名古屋城にしていったらよいのか、市民に意見を聞いてはどうか。

名古屋城総合事務所職員は、締め切りに追われて能力を發揮し切れていないようと思える。それに伴い、毀損事故や隠ぺいとも取られかねない対応をしている。

なお「全責任は私が取る」と2015/8/24に河村市長は名古屋市市民経済局長に指示書を出している。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/shijisho.pdf>

2021年1月に、名古屋城の現状の市民説明会が予定されているとのこと。残念ながら、市民の名古屋城に関する関心は年々低下しているように思える。

市民が市民説明会に積極的に参加し、市民の生の声を伝えよう。

半田元県議政務活動費 県が提訴

半田氏に260万円支払い命令

名古屋市民オンブズマンが返還を求めた、平成23年度～平成27年4月に半田晃士元愛知県議に支給された政務調査費・政務活動費住民訴訟について、263万9615円の返還を命じた名古屋

高裁の判決が確定したことを受け、愛知県が半田氏に對して260万円の返還を求めて提訴した件（令和2年（ワ）403号）で、名古屋地裁は20/9/10に260万円全額の支払いを命じる判決

を出した。

また、上記に対する2019/12/3から支払い済みまで年5分の利息、訴訟費用は被告負担、仮執行宣言までついた。その後半田氏は控訴した。

政務活動費 全国情報公開度ランキング

名古屋市議会は4年連続最下位

全国オンブズ毎年調査

全国市民オンブズマン連絡会議は2020年9月20、21日に「第27回全国市民オンブズマン・オンライン大会2020」を開催し、政務活動費情報公開度ランキンと政務活動費執行率調査を発表した。
<https://www.ombudsman.jp/taikai/200918seimu1.pdf>
<https://www.ombudsman.jp/taikai/200918seimu2.pdf>

名古屋市議会100点中 12点で4年連続最下位

名古屋市議会は、いまだに領収書のネット公開を行っていない。

会計帳簿・活動報告書・視察報告書のネット公開も、提出の義務づけも行っていない。

名古屋市議会は100点中12点で、横浜市とならんで政令市で最下位だった。

愛知県議会はCD提供 100点中 32点で34位

愛知県議会では1人当たり年間600万円が各会派と議員に支給されている。領収書のネット公開はされていないが、CDデータで提供可能で、140円支払えばCD2枚で開示される。

名古屋市民オンブズマンのWEBサイトに全てアップした。
<http://www.ombnagoya.gr.jp/tokusyuu/seimutyousahi/aichi.htm>

全国情報公開度ランキンでは100点中32点で34位だった。

領収書ネット公開は 127議会中73議会

47都道府県議会、20政令市議会及び60中核市議会の合計127議会を調査対象とし、メールで20/6/1現在の状況を質問した。

2016年には9議会だった領収書ネット公開が、2020年には73議会（20都府県、11政令市、42中核市）と全体の57.5%にものぼることが判明した。

名古屋市議会領収書等 は年間約2万枚

名古屋市議1人当たり年間600万円が各会派に支給される政務活動費。領収書は毎年約2万枚程度あるが、入手するには紙を情報公開請求する必要があり、約20万円かかる。市議会図書室で閲覧は可能だが、じっくり分析するにはどうしてもコピーを取る必要があり、事実上分析は不可能だ。

領収書のネット公開を

名古屋市議会・愛知県議会とも、即時の領収書等のネット公開を求める。

特に名古屋市議会は2019/2/22市議会運営委員会で、「政務活動費の收支報告書・領収書のインターネット公開を可及的速やかに行うことで理事会において意見の一一致を見た」と述べたがいまだに動きがない。

中日新聞社説

オンブズマン 市民の支えが原動力だ

20/11/30 中日新聞社説
に「オンブズマン 市民の支えが原動力だ」が掲載されました。

名古屋市民オンブズマンは、行政・企業・団体からの補助金・助成金を一切受け取っておりません。

会員からの会費とカンパのみで運営してきましたが、会員の高齢化でだんだん資金面が先細りしています。

情報公開請求するにもコピ

ーが1枚10円必要です。ホームページの管理、ニュースレター「タイアップニュース」発送費にもお金がかかります。

中日新聞社説を読んで早くカンパ頂いた方もいらっしゃいます。本当にありがとうございました。

1995年から25年間、名古屋市民オンブズマン・タイアップグループが活動を続けてこられたのは会員・

カンパしてくださった皆様のおかげです。ほんの少しでもよいので、今後ともぜひともカンパをお願い致します。

《郵便振替口座》

口座番号 00870-9-105687

ゆうちょ銀行 当座：〇八九店 105687

加入者名 名古屋市民オンブズマンタイアップグループ

2020年(令和2年)11月30日(月曜日)

中 一 乗 月

社説

2020・11・30

オンブズマン

官官接待やカラ出張など公務員や議員による税金の使途を鋭く監視してきた市民オンブズマンが名古屋に生まれ三十年。存在感やその役割は一段と増す中、資金や人材の確保に頭を悩ましている。

は両立できない」として新人市議に辞職を勧告した。名古屋オンブ

ズの批判を受け、市議会は今月二十四日、事实上、勧告を撤回した

する

市民の支えが原動力だ

オントブズマンはスウェーデン語で「代理人」を意味する。日本では代理人ではなく市民自らが行政を監視しようと、大阪の弁護士らが一九八〇年代に「市民オンブズマン」を名乗ったのが最初とされる。名古屋市民オンブズマンは弁護士や

税理士ら十数人が九年、大阪に統一して立ち上げた。

は「官官接待」の追及で一躍名を

一枚十円かかる。年二万枚に及ぶ一枚精査する金額的な余裕がないという。全国オンブズが毎年公表する情報公開度ランキングでは百点満点中十二点しかな

く、全政令指定都市、中核市で最下位である。名古屋市の公開度の低さは「痛い腹を探られたくないためか」と皮肉りたくもなる。

名古屋オンブズの担当者は多く

の市民に活動に関心を持つてもら

い、「できればカンパを」と頭を下げる。その存在は、これから

地方自治にも不可欠であることを改めて強調したい。

はせ、名古屋に続く団体が全国各地に生まれた。名古屋は、七十余団体でつくる全国オンブズを事務局として東海、中部出張や談合、裏金、政務活動費など、税金の使途に目を光らせてきた。

オンブズ活動を巡って、愛知県弥富市議会は九月、「議員活動」と、昨年度の収入は会費と市民からのカンパなど計三十九万円にどまる。ピーク時は百人を超えた

名古屋オンブズを例に挙げる

と、昨年度の収入は会費と市民か

らのカンパなど計三十九万円にどまる。ピーク時は百人を超えた

名古屋オンブズを例に挙げる

瀬戸市 企業誘致プロジェクト 凍結に伴う損害賠償請求訴訟

元市長に約300万円返還命令

違法に遅延と判断

名古屋市民オンブズマンが、瀬戸市に対して、企業誘致プロジェクト凍結に伴う借入金及び利息の弁済を違法に遅延したとして元市長に損害賠償を求める住民訴訟を起こした件で、名古屋地裁は20/8/20に瀬戸市に対し、元市長に299万8767円を支払うよう請求を命じる判決を言い渡した。

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/data/200820.pdf>

以下、新海聰弁護士の解説

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
瀬戸市は平成19年、企業誘致計画をたて、土地開発公社に土地の購入ならびに工業用地の造成を委託した。その事業資金として、土地開発公社は金融機関から約1億7000万円を借り入れた。ところが、事業用地が取得できないまま、リーマン

ショックが発生し、瀬戸市は平成20年11月には事業の凍結を決定した。その後、平成24年4月1日には企業誘致プロジェクトチームも解散し、事業実施の見込みがなくなった。ところが、土地開発公社の借入金の返済を瀬戸市が行ったのは平成27年3月30日であり、事業凍結時点と比較して金利を約650万円余分に支払う結果となつた。

これは市長による市の財政管理の怠慢によるものであるとして、金利相当分を損害として市に返還するよう求めた。

これに対して名古屋地裁は令和2年8月20日の判決で、債務弁済について首長の裁量を認めつつ、平成24年4月1日以降に弁済したことは、裁量権を逸脱濫用したものであるとして、同日以降の金利分299万8768円を支払うよう、瀬戸市に命じた。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

控訴中 市は成果物を 公社に売り払う議案？

瀬戸市は控訴し、現在名古屋高裁民事2部に係属中。

20/11/24、第1回口頭弁論で、市側は「議会の議決を経るので次回は2ヶ月後希望」と述べた。

新海弁護士から、市代理人に対し、損害論に議会の議決が必要というはどういうことか、住民訴訟でよくあるのは損害相当額を戻して損害がないとするパターンがあるが、それを考えているのかと質問。瀬戸市代理人はそれも含めて追って主張すると回答。

瀬戸市は、12月議会に本件事業の利息も含めた成果物を公社に売払う議案を提出した。

どうなるか注目したい。

オンブズマン&タイアップ 望年会は中止

今年の望年会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止します。
なお、2020年12月22日（火）午後3時より、Zoomにてタイアップグループ例会を行います。参加希望の方はoffice@ombudsman.jpまでご連絡下さい。

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2020年12月以降

月	日	曜日	時間	行 事 ・ 裁 判 ・ 催 し	場 所
12	23	水	10:00- 16:00-	一宮市民生委員住民訴訟(対一宮市)(非公開) 名古屋城文化庁訪問時面談記録 情報公開訴訟(WEB会議・非公開)	名古屋地裁 名古屋地裁
1	22	金	11:00-	岐阜県内消防組合デジタル無線談合 住民訴訟弁論準備(非公開)	岐阜地裁
1	25	月	13:10- 14:30-	企業誘致プロジェクト凍結に伴う損害賠償 住民訴訟弁論 一宮市民生委員住民訴訟(対愛知県) (非公開)	名古屋高裁1001 名古屋地裁

*第1火曜日ごろ 午後1時～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。
☆カンパ大募集中！ 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」